

一の宮通りまちづくり協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、一の宮通りまちづくり協議会（以下、協議会という）と称する。

(目 標)

第2条 協議会は、氷川神社の歴史や大宮アルディージャの活力を活かした一体感と賑わいのある商店街『一の宮通り』の実現を目指す。

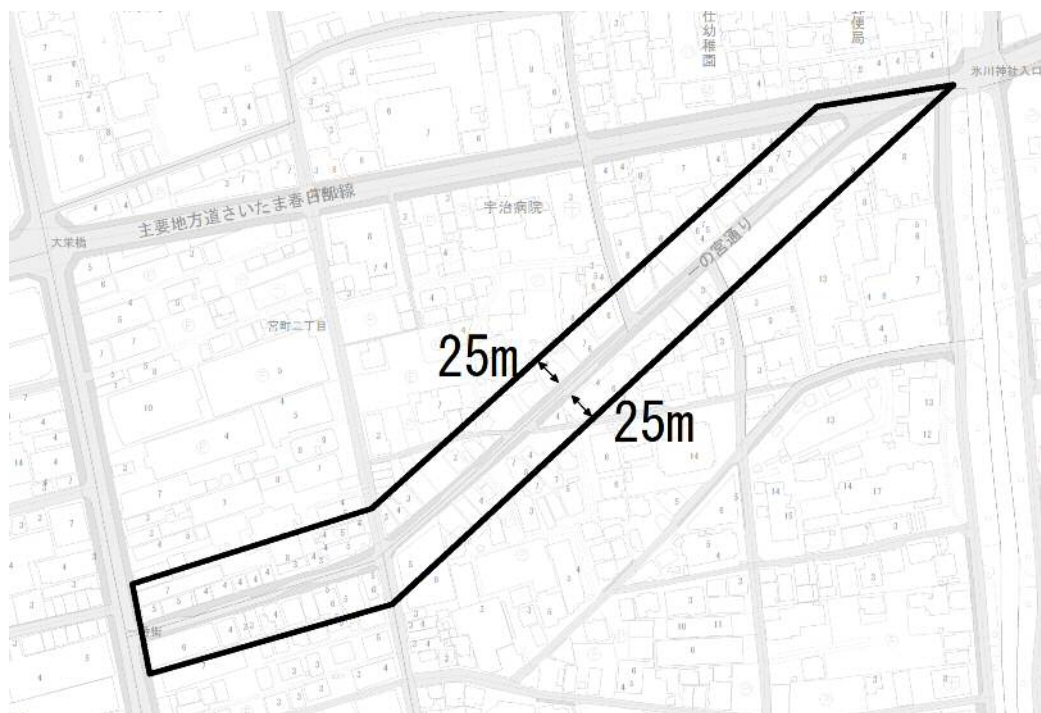
(活動内容)

第3条 協議会は第2条の目標を達成するため以下の活動を実施する。

- 1) 歩きやすく歩きたくなる通りをつくる活動
- 2) 一体感と賑わいのある商店街として発展させる活動
- 3) 氷川神社や大宮アルディージャをはじめとした地域資源を活かす活動
- 4) 様々な組織、団体、行政、地元と協力しながら通りづくりに取り組む活動
- 5) その他、目標達成に必要な活動

(対象区域)

第4条 活動の対象区域は、区域図に示す範囲とする。



(区域図)

(会 員)

第5条 協議会は次に掲げる者によって構成する。

- 1) 一の宮通り商店会、氷川本通り商店会の会員である個人、法人及び団体
- 2) 対象区域内の居住者、事業者、土地建物所有者
- 3) 協議会が必要と認めた団体から推薦された者

(役 員)

第6条 協議会には会長1名、副会長2名、広報委員2名程度、会計委員1名、監査委員1名の役員を置くこととする。

- 2 役員は会員の互選により選任する。
- 3 会長、副会長、広報委員、会計委員及び監査委員は役員の中で定める。
- 4 役員の役割は次のとおりとする。
 - 1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
 - 3) 広報委員は、協議会の活動内容を住民等に広く周知する。
 - 4) 会計委員は、協議会の出納事務の執行管理を行う。
 - 5) 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査する。
- 5 役員の任期は2年とし、事業年度当初の総会から翌々年度当初の総会までとする。ただし、初年度は選任当初の総会から、翌々年度当初の総会までとする。
- 6 役員は再任されることができる。

(事務所)

第7条 協議会の事務所は、会長宅に置くものとする。

(会 議)

第8条 会議は、総会、役員会、部会及び勉強会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、議長は会長が務める。
- 3 会議は、協議会自らが運営するが、必要に応じて市に対し、資料や情報の提供を求めることが出来る。
- 3 会議において会員は、相互の立場を理解し、合意に達するよう努め、協議結果については相互に尊重する。
- 4 市職員は、会議に出席し、意見を述べる事ができる。

(総 会)

第9条 総会は、次の事項を議決により決する。

- 1) 会則の制定及び改廃に関する事項。

- 2) 事業年度の事業内容、予算及び決算に関する事項。
 - 3) 役員を選任。
 - 4) その他、必要と認められる事項
- 2 総会は会員の過半数の出席により成立し、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 3 会員は、あらかじめ届け出た他の会員を総会に代理人として出席させることができる。会員は総会における議事の一切を他の会員に委任することができる。
 - 4 総会は公開を原則とする。

(役員会)

- 第10条 役員会は、総会に提出する議案、勉強会での検討内容、その他必要と認められる事項を議決する。
- 2 役員会は役員過半数の出席により成立し、議事は出席役員過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(勉強会)

- 第11条 協議会は、第2条の目標を達成するため、勉強会を開催する。
- 2 勉強会には、会員及び未加入の会員資格者が参加できるものとする。
 - 3 勉強会は公開を原則とする。

(部会)

- 第12条 協議会は、詳細な検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 部会の検討内容等は、協議会に報告する。
 - 3 部会に必要なことは別途、役員会で定める。

(経費)

- 第13条 協議会に係る経費は、会員の会費、市からの補助金及び諸団体、事業者、個人からの寄付金などその他収入をもって充てる。

(会費)

- 第14条 協議会の会員は、総会の議決により定める会費を納めるものとする。
- 2 必要がある場合は、臨時会費を徴収することがある。

(予算及び決算)

- 第15条 協議会の収支予算は、年度当初に定める。

2 協議会の収支決算は、監査委員の監査を受け、翌年度当初に承認を受けるものとする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 ただし、初年度は本会則の施行の日に始まり3月31日に終わるものとする。

(解散)

第17条 協議会は、目標が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなった時に解散することができる。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の活動に関して必要な事項は、協議会で協議する。

附則

本会則は、平成26年9月22日から施行する。